

様式第3号(第13条関係)

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和8年2月2日(月)午後2時40分～午後3時20分	
開催場所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員10名(古川委員長、近藤副委員長、池田委員、橋本委員、大橋委員、渡邊委員、松浦委員、松本委員、清水委員、福山委員) 欠席者0名 事務局7名(佐藤部長、並木部次長、近藤課長補佐、長尾課長補佐、吉田係長、海老名主査、桑原主事補)	
議題	(1)地域密着型サービスの現状について(報告事項) (2)地域密着型サービス事業者指導等実施状況について(報告事項) (3)地域密着型サービス事業者公募について(審議事項) (4)その他	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧(令和8年1月1日現在) ・資料2 地域密着型サービスにおける他市との協議状況(令和7年1月～令和7年12月) ・資料3 令和6年度朝霞市地域密着型サービスに係る指導等実施状況 ・資料4 令和6年度介護保険事業者事故報告統計 ・資料5 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募について ・資料6 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)公募要項(3回目) ・資料7 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)公募 選考基準及び審査方法(3回目) ・参考 朝霞市地域密着型サービス運営委員会 委員名簿 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員長の確認により		
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 開会【司会:吉田係長】

2 議題

(1) 地域密着型サービスの現状について(報告事項)

【議長:古川委員長】

はじめに、議題(1) 地域密着型サービスの現状について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局:桑原主事補】

それでは、議題(1) 地域密着型サービスの現状について御説明する。資料1を御用意いただきたい。

この資料は、市内の地域密着型サービス事業所を一覧で示しており、横軸はサービスの形態を、縦軸は第1から第6までの各圏域を示している。第4圏域については、圏域の見直しを行った際に結果として第4圏域から事業所がない状況になってしまったものである。

現状、本市の地域密着型サービスは、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの6業種、24事業所の指定となっている。なお、前回7月の委員会でお示した以降、変更はない。

また、現在、令和8年度までを計画期間とする介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の利用促進を図るため、令和6年度から、グループホームや小規模デイサービス等の一部のサービスについては新規指定を行わないこととしている。

また、次回以降の会議においても、最新の整備状況について御報告させていただく。

続いて、資料2を御覧いただきたい。

地域密着型サービスは、原則、所在地の市区町村の住民のみが利用できるサービスとなっているが、特別な事情があれば、市区町村の区域を越えて利用を希望することができ、それぞれの市区町村が、サービスの利用について協議を行い、了承が得られれば他市の地域密着型サービスを利用することができる。

いわゆる、区域外利用と言うが、区域を越えてサービスの利用を希望する理由としては、例えば、その市にない地域密着型サービスを利用するために求められるケースや、介護認定の更新等により、要支援から要介護に区分が変わった方が、これまで利用していた市外のデイサービスを引き続き利用希望された場合に、制度上、総合事業のデイサービスから地域密着型デイサービスに移行するという場合などに、協議が必要となる事例がある。

この協議状況について、まず(1)のとおり、令和7年1月から令和7年12月までの間で、本市の市民が市外の地域密着型サービスを利用するため、本市から他市へ同意を求めたものは6件あり、いずれも同意をいただいている。

続いて、(2)のとおり、同期間において、本市のサービスについて、他市から同意を求められたものについても同じく6件あり、いずれも同意している。

例年の傾向として、他市から求められる本市の地域密着型サービスで最も多いのは「TMG療養デイサービスあい」である。

これは、療養通所介護というサービス種別で、主に難病等の重度介護者やガン末期の方であっても利用できるデイサービスであり、近隣自治体で同様のサービスを提供している事業所がないため、当該事業所の利用を希望する方が多くおられる。

また、地域密着型通所介護のうち、介護保険外サービスとして「お泊りデイサービス」を提供する5番の「樹楽 朝霞本町」についても、例えば、ショートステイが満員で入れなかった方が一時的に利用を希望するなどの理由で、利用を求められるケースが多くなっている。

議題(1)については以上である。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

私から1点。資料2の括弧2の他市から同意を求められたもののうち、1番に当たるが、相手方が栃木県の小山市となっているが、これはどういうケースか。

【事務局：吉田係長】

栃木県小山市の方から同意を求められた件については、利用希望者の御家族が朝霞市の近隣市に住んでおり、朝霞市内の住所地特例施設に入居した利用希望者の定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの利用について、同意を求められたものである。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題(2)地域密着型サービス事業者指導等実施状況について(報告事項)について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：海老名主査】

それでは、議題(2)地域密着型サービス事業者指導等実施状況(報告事項)について御説明する。資料3を御用意いただきたい。

介護保険制度において、国及び地方自治体は、指導により介護保険施設等が適正なサービスを提供できるよう支援する役割がある。

指導の方法には、集団指導と運営指導があり、集団指導は、正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標としており、いわば介護事業所に対し情報のインプットを図るもの、一方、運営指導は、集団指導で発信及び伝達した情報が確実に届いているかを確認する機会、日々のサービスで正しくアウトプットができているかを確認する場とされている。

朝霞市では、指導権限を有する地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対し、集団指導を行い、サービスの運営全般に係る情報の伝達、注意事項等を説明し、令和6年度

は5月23日に開催した。

主な指導内容は、令和6年度における運営指導の重点項目、方針や、令和5年度の指導結果、地域密着型サービスの説明、また、令和6年度介護保険制度改正及び報酬改定に関する研修を行った。

また、運営指導については、令和6年度は10月から12月にかけて、地域密着型サービス事業所の計7事業所を対象に実施した。

内容としては、重要事項説明書の記載内容の修正や個人情報の適切な管理、緊急時・災害時のマニュアル、緊急連絡網の作成、その他、サービス提供の記録の保存年限を2年から5年に修正することなどについて指導を行った。

なお、居宅介護支援事業所についても、令和6年度は5事業所を対象に運営指導を行っている。

また、運営指導の結果については、事業者の適切なサービス提供、事業運営の透明性を確保する観点から、昨年度より市のホームページにおいて公表をしている。

続いて、資料4を御覧いただきたい。

これは、令和6年度中に市へ報告書が提出された、介護事業所における事故の件数を、サービス種別・事故種別ごとに取りまとめたものである。

令和6年度の事故件数の総数は185件で、表の下半分、太枠内に記載した地域密着型サービス事業所について見ると、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでの事故発生が24件と最も多くなっており、また、事故種別では、「誤薬・与薬もれ」が16件で最も多くなっている。

特に、認知症対応型共同生活介護や都道府県が指定権限を有する特定施設入所者生活介護をはじめとする入所施設は、利用者の母数が他のサービスより多いことや、24時間にわたり、利用者の生活全般に係るケアをしていること、また、特別養護老人ホームなどではケアも手厚い一方で、利用者の介護度も高い等の要因から、事故が多く発生する傾向がある。

次に、資料の2枚目を御覧ください。地域密着型サービスで発生した事故のうち、事業所から報告のあった事故の概要について、事故種別ごとに抜粋して記載している。すべての事故の内容を提示すると膨大なため事故種別ごとに件数を絞り示している。説明は割愛させていただくが、参考として御覧いただきたい。

なお、こうした事故の発生に対し、市としましても、適宜事業所にヒアリングの上、利用者の状態や事故の原因、再発防止策などについて確認、助言を行っているほか、運営指導の場などでも実地にて状況を確認し、必要に応じて事業所を指導しておりますが、支援する、支える観点も大切にして、引き続き適切な対応に努めていく。

議題(2)については以上である。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

【福山委員】

資料3の運営指導についてだが、資料に実施件数と主な指導内容が記載してある。これは事前に実施する事業所をあらかじめ確認、整理した上で実施しているのか。それとも特に定めなく

ピックアップして行っているのか。

【事務局：海老名主査】

介護事業所の指定期間は6年間と定められているが、朝霞市では、必ずその期間内に最低1回は運営指導を実施することとしている。基本的にはローテーションに近い形となるが、例えば、事故の件数が多い事業所や虐待が発生したり苦情が寄せられたり、運営基準の違反疑いの通報があった際などには、都度運営指導を実施したり、実施頻度を増やすケースもある。

【福山委員】

資料4に関して、事故に対する運営指導については、資料3には記載されていないがどのような状況か。

【事務局：海老名主査】

事故に特化した、あるいは事故報告そのものも受けて実施する運営指導ではないが、例えば、事故の再発防止策が十分に取られていない場合が疑われる際には、随時事業所を訪問して、巡視を行い、再発防止策がどの程度実施されているのか、設備等も含めて確認する場合はあること、また運営指導を実施する際には、過去の事故報告の内容も把握した上で行うように努めている。

【池田委員】

事故の件数について、介護付き有料老人ホームの件数があまりにも多い。この施設は、料金も高いが、市としても手厚く指導を行う必要があるものと考えている。サービスの質を確保する観点から、他の事業所よりも、一層市が指導に当たる必要があり、何とか件数を減少させていただきたい。

【事務局：海老名主査】

介護付き有料老人ホーム、いわゆる特定施設については、事故件数の多い施設に訪問して、直接管理者と話を行い、事故の防止を図っていただき、事故件数が減少するよう指導に当たっているため、引き続き、事業所に対する指導は徹底してまいりたいと考えている。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題(3)地域密着型サービス事業者公募について(審議事項)について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：海老名主査】

それでは、議題(3)地域密着型サービス事業者公募(審議事項)について御説明する。お手

元には資料5を御用意いただきたい。

なお、この議題の中で「看護小規模多機能型居宅介護」については、略称として「看多機」と称するため御了承いただきたい。

朝霞市では、朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めている。

令和6年度から令和8年度までの3年間における第9期計画については、看多機を1か所整備することとしており、前回7月に開催した本委員会においても、看多機の公募要項や選考基準等について御審議いただき、資料にも記載のとおり、令和7年度は2回の公募を実施してきた。

結論としては、問い合わせ等は何度かあったが、残念ながら今回も応募には至らなかった。市としても、公募に際しては、県内や東京都などで訪問看護や看多機を運営する120社以上の法人に対しダイレクトメールを送付するなど、積極的に周知に努めてきたが、応募には至らず、大変残念な思いでいる。

今後について、唐突ではあるが、第3回の公募を明日2月3日から3月23日までの期間で再度実施したく考えている。

看多機の公募については、令和3年度以降、これまで複数回にわたり公募を行い、なかなか応募がない状況が続いているが、看多機の整備に関しては、第9期計画の重点課題として位置付けていることから、計画期間中に整備が見込める限度まで募集を行いたいと考えている。

もし第3回の公募で応募があれば、3月24日から26日までのいずれかで庁内関係部署の部課長で構成する選考委員会を開催し、選考基準や市の条例等に照らして審査を行い、その後、太枠で囲っているとおり、第3回の本運営委員会を3月27日に開催し、31日までに最終的には市長により指定予定事業者を確定できればと考えている。

なお、3月27日は介護認定審査会の予定日でもあるため、池田委員、近藤委員については、審査会の予定があるため、本委員会の時間については別途調整をさせていただきたい。

また、応募があり次第、委員の皆様には正式に開催通知をお送りさせていただき、応募がなかった際にも実施しない旨を御連絡させていただく。

さらに、第3回の公募でも応募がなかった場合については、令和8年度第1回公募として、4月から6月頃の期間で、引き続き、募集を行いたいと考えている。

なお、令和8年度第1回公募については、埼玉県補助金の活用が見込める場合にのみ実施することとし、また、募集期間は、令和8年度中の整備を前提とした上で、最長で設けることができる期間としているため、この令和8年度第1回公募が第9期計画期間中における最後の公募となる場合もある。

また、令和8年度第1回公募を実施する際には、募集期間を少しでも長く確保する観点から、本委員会の開催はせず、古川委員長と調整の上、委員の皆様には通知等でお知らせさせていただき、公募を実施できればと考えている。

そして、資料の最下段にも記載しているが、令和9年度以降については、看多機をはじめ、介護サービスの基盤整備として、朝霞市にとってどのようなサービスが必要なのか、求められているのかを検討、分析し、計画の審議会や、本委員会でも審議、議論していくこととなる。

最後に、資料6と資料7を御覧いただきたい。

資料6が第3回の公募要項、資料7が選考基準及び審査方法を示している。内容そのものは第2回までと変更はないため、大変恐縮だが説明は割愛させていただく。

資料説明は以上となるが、整理させていただくと、第3回公募と令和8年度第1回公募について御意見として、資料5の下部に記載している「今後について」に記載のとおり進めてよろしいかを、本日皆様に御審議いただきたい。

議題(3)については以上である。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

【福山委員】

これまで公募を実施してきて、応募がない、あるいは効果的な方法はないという状況で、第三回の公募を実施するに当たり、何か事業者側が応募しやすいような改善点のようなものは具体的に作られたのか。

【事務局：吉田係長】

今年度第1回第2回と公募を実施してきて、残念ながら応募がなく、私どもとしても様々なところに周知、広報をさせていただいているところだが、3回目に何か応募しやすいように、例えば規制を緩和するなど、今回、2回目の公募のメ切を1月23日までと設定していた直後であることもあり、3回目を実施するに当たって特段の改善はできてはいない。しかし、1回目2回目の公募期間中において、公募について話を伺いたいと申し出た事業者もあり、そうした中で1月23日をもって公募を終了する形を採用した場合、可能性がつかえてしまうことから、何とか制限一杯まで力を尽くしたいという思いでこの度御提案をさせていただいた次第である。

【福山委員】

看多機の設備基準等については、国の定めもあり、変更が利かないところと考えるが、他に何か条件について工夫の仕様はないのか。多くの事業者に対しダイレクトメールを発送されて、可能性のある事業者はすべて網羅されていると考えるが、1回目、2回目と応募がなく、恐らく3回目もなかなか応募が見込めないような話になってしまうため、何か方法はなかったのか。

【事務局：海老名主査】

設備基準等に関しては御指摘のとおりであり、国の制度上、定めのあるものになるため、基準そのものに対し市が変更を加える余地はないところではあるが、工夫という点において、例えば横浜市のような大きい自治体では、地主と介護事業者をマッチングさせる事業なども行っているため、他市町村の事例も調査、研究して、朝霞市としてできるのであれば実施してまいりたい。

【議長：古川委員長】

この看多機の公募については、大変厳しい状況だが、市としてできる限りの検討をしていたいため、特に御意見がなければ、資料5から資料7のとおり、年度内にもう1度公募を実施するというところでよろしいか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

それでは異議なしと認め、議題3については、資料のとおり承認とする。皆様に感謝申し上げます。

次に、議題(4)その他について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：吉田係長】

令和8年4月1日の朝霞市における機構改革によって組織体制が変わるため、委員の皆様に関連する部分を抜粋して御説明する。

現在長寿はつらつ課は、高齢者支援係、地域包括ケア推進係、介護認定係、介護保険係の4系の体制だが、4月からは4係が3課に分かれる形になる。

地域密着型サービス運営委員会は現在、福祉部長寿はつらつ課が担当させていただいているが、4月からは健康部介護保険課で担当をさせていただく。

なお、健康部介護保険課は介護保険係と介護認定係の2係で構成され、2係とも担当事務に大きな変更はない。

4月以降についても、様々な新しい課題で各部署連携をした上で、本委員会の庶務を担当させていただきたい。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

———意見なし———

【議長：古川委員長】

委員の皆様から何か報告等あるか。

———報告等なし———

【議長：古川委員長】

それでは以上をもって、すべての議題を終了したため、これにて議長の任を解かせていただく。円滑な進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

3 閉会

【司会：吉田係長】

議事進行に感謝申し上げます。

以上で本日の会議を終了する。本日は長時間にわたり御協議いただき、感謝申し上げます。